

環境関連の法律・条例・計画等の概要

| 区分 | 名称 | 概要 |
|------|--|---|
| 環境一般 | 基本法 環境基本法 | 近年の我が国の環境問題の構造的变化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、環境の保全についての基本理念、各主体の責務、基本的施策など、環境保全に関する施策の基本的な枠組みを定めたもので、公害対策基本法に代わり制定された法律です。 |
| | 環境基本計画 | 国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」で、中央環境審議会の意見を聴いて閣議決定されたものです。平成6年12月に閣議決定され、21 世紀半ばを展望して、環境政策の基本的考え方と、循環・共生・参加・国際的取組という4つの長期的な目標を示すとともに、21 世紀初頭までの施策の方向を明らかにし、施策の総合的・計画的な展開を図るとしています。その後、平成 12 年、平成 18 年における見直し策定を経て、平成 24 年4月に「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会」を目指して、第4次環境基本計画が閣議決定されました。 |
| | 神奈川県環境基本条例 | 環境問題が都市生活型から地球規模の問題にまで拡大する中、環境の保全及び創造についての基本理念や、県、事業者及び県民の責務、施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定されたもので、平成8年3月 29 日に公布され、平成8年4月 1 日に施行されました。 |
| | 神奈川県環境基本計画 | 環境基本条例第7条に基づき、平成9年3月に策定し、平成 12 年4月に施策内容を中心とした見直しを行いました。その後、地球温暖化対策などの強化やヒートアイランド現象など新たな課題への対応、平成 15 年 10 月に策定された「新アジェンダ 21 かながわ」を受けた施策展開を行うため、県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト 51」を踏まえ、平成 17 年 10 月に計画の全面的な改定を行いました。平成 27 年度を目標年次として「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」を基本目標に掲げ、当面の3年間に取り組む 21 のプロジェクトを設定しています。 |
| アセス | 環境影響評価法 | 土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であるとの認識に立ち、環境影響評価の手続を定めるとともに、その結果を事業に反映させるための措置をとること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを究極的な目的とする法律で、平成 11 年 6 月 12 日から施行されました。平成 23 年には、アセス図書のインターネットによる公表や配慮書手続の創設、方法書説明会の実施等の一部改正が行われ、平成 25 年 4 月 1 日から全面施行されています。 |
| | 神奈川県環境影響評価条例 | 土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれらに対する意見を求めるための手続その他の環境影響評価に関する事項を定めることにより、事業の実施に際し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされることを目的とする条例で、昭和 56 年 7 月 1 日から施行されました。 これまでにも運用実績を踏まえた一部改正を行ってきましたが、平成 23 年の環境影響評価法一部改正に伴い、その内容に合わせた改正が行われ、平成 25 年 11 月 1 日から全面施行されました。また、県独自の課題であった、手続期間の短縮に係る条例改正及び面積要件緩和に係る規則改正が行われ、平成 26 年 4 月 1 日から施行されています。 |
| 生活環境 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 | 現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために事業者、県民及び県それぞれの責務を明確に定め、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による環境保全上の支障を防止するための実効性を確保する手続等を定めたもので、平成 10 年 4 月に施行されました。 平成 14 年 10 月には、ディーゼル車の運行規制の実施等を目的とする一部改正を、平成 16 年 3 月には、化学物質及び土壤汚染に関する規定について法と連携した内容とするための一部改正を行いました。また、平成 23 年 7 月には、社会的状況の変化や環境改善の現状等を踏まえ、事業者の環境保全における自主的取組や県民・事業者の相互理解を促進するための一部改正を行いました。 |
| | 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例 | 法律の排出基準より厳しい基準(いわゆる上乗せ基準)を地域の汚染状況等に即して条例で定めることができることとなっており、大気汚染物質としてカドミウム、塩素、塩化水素等について施設を特定し規制しています。また、水質についても、国が定める一律排水基準より厳しい排水基準を定め、公共用水域の水質保全を図っています。 |
| | 神奈川地域公害防止計画(第9次) | 公害防止計画は、環境基本法第 17 条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等を対象に、公害防止に関する施策を総合的・計画的に講ずることで、公害問題の改善を図ろうとするものです。神奈川県では、平成 24 年 3 月に横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市を対象とした第9次計画を策定しました。 |

| | | | |
|---------|--|--|--|
| t0 大気環境 | 大気汚染防止法 | 工場や事業場から発生する大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められ、また、有害大気汚染物質対策の実施の推進や自動車排出ガスに係わる許容限度を定める等により、国民の健康の保護や生活環境の保全等を図っています。 | |
| | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 昭和 60 年代以降急速に進んだモータリゼーションを背景に自動車交通量が増加し、自動車交通が集中する東京や大阪近郊の大都市地域では自動車による交通公害が深刻になっていました。こうした状況に対処するため、大気汚染防止法に対する特別法として制定されたのが「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」です。(通称「自動車 NOx 法」と呼ばれています。)この法律が適用される地域では、窒素酸化物の排出量が多い車(主にトラックやバス)は一定の猶予期間が経過した後、登録ができなくなる(車検証が交付されない)等の措置がとされました。(車種規制といいます。)しかし、大気汚染の改善状況はかんばしくなかったため、平成 13 年6月にこの法律は改正され現在の名称となりました。改正により、窒素酸化物に加えて粒子状物質も規制対象に加えられたほか、車種規制の内容も厳しいものとなりました。(詳しいことは政令で規定)改正後、この法律は通称「自動車 NOx・PM 法」と呼ばれています。 | |
| | 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画 | 「自動車 NOx・PM 法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量を削減するため、平成 15 年7月に策定しました。国が平成 23 年3月に「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」を変更したため、県は平成 25 年4月に新たな「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定しました。この計画では、平成 27 年度までに、常時監視測定局において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成し、さらに、平成 32 年度までに、県内全域における大気環境基準を確保することを目標としています。 | |
| | 神奈川県大気汚染緊急時措置要綱 | 光化学オキシダント(光化学スモッグ)に関し、県民への被害の未然防止を図るため、予報の提供や注意報等の発令を行うとともに、光化学スモッグの原因物質削減を図るため、大規模工場・事業場に対して原因物質の排出量削減等の要請を行うなど、緊急時の措置を定めています。 | |
| 水環境 | 水質 | 水質汚濁防止法 | 工場・事業場から公共用水域に排出される排水や地下に浸透される水について規制を行うとともに、生活排水対策の実施の推進について定め、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としています。なお、工場等から公共下水道に排出される排水については下水道法の規制を受けます。 |
| | 東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画 | 水質汚濁防止法に基づき、「化学的酸素要求量等に係る総量削減基本方針(東京湾)」に定められた削減目標を達成するために必要な方策などについて定めたもので、埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県が、昭和 54 年以降、6次に渡り約5年ごとに策定しています。平成 24 年2月には平成 26 年度を目標年度とする第7次の計画を策定しました。 | |
| | 神奈川県洗剤対策推進方針 | りんを含む合成洗剤等の使用を制限し、洗剤の適正・減量使用などに向けて県民の理解と協力を求めながら、県の施設への措置と県民への啓発等の実施を内容とした方針であり、昭和 59 年 10 月 18 日から実施しています。 | |
| | 地下水 | 工業用水法 | 地盤の沈下の防止に資することを目的として、横浜市、川崎市の臨海部の地域を指定して工業用の地下水の採取を規制しています。 |
| | 土壤 | 土壤汚染対策法 | 土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的として平成 15 年2月に施行されました。 また、平成 21 年4月に一部改正され、土壤汚染状況の把握のための制度の拡充、汚染区域の分類等による講すべき措置の内容の明確化、汚染土壤処理業の許可制度の追加が行われました。 |
| | その他 | かながわ水源環境保全・再生施策大綱 | 将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、平成 19 年度以降の 20 年間を視野に入れ、水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進していくための取組の基本的考え方や、分野ごとの施策展開の方向性などを示しています。河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体(水の共同利用圏域)で、自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生を図ることを理念としたもので、平成 17 年 11 月に策定しました。 |
| | 第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画 | 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び「(第1期)かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を踏まえ、平成 24 年度からの5年間に継続して取り組む特別の対策について、対象地域、「第1期実行5か年計画」における成果と課題、事業のねらいや内容等を明らかにしたもので、平成 23 年 11 月に策定しました。 | |
| | アジェンダ21桂川・相模川 | 桂川・相模川流域を対象に、市民、事業者、行政の話し合いの中から、桂川・相模川流域協議会が策定した「ローカルアジェンダ」で、この桂川・相模川流域において、環境への負荷が少ない持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築くための行動計画です。 | |

| | | |
|-----|-----------------------------|--|
| 廃棄物 | 循環型社会形成推進基本法 | 「循環型社会」を形成するために、その基本的な枠組みとなる法律として制定されました。この中で、「循環型社会」を廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義しています。廃棄物のうち有用なものを「循環資源」として位置づけ、その循環的な利用を促進することとなり、循環資源の循環的な利用及び処分の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分とすることが法定化されました。政府は、平成 15 年 3 月 14 日に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定・国会報告しました。現在、第三次循環型社会形成推進基本計画に基づく施策が実施されています。 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 昭和 45 年に他の公害関係立法とともに成立しました。それまでは、廃棄物の処理について、清掃法に基づき行われてきましたが、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立するなど、現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として成立しました。平成 12 年には、廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処理を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずることとなりました。都道府県は、国における基本方針に即して、区域内の廃棄物の減量その他の適正な処理に関する計画(廃棄物処理計画)を定めることとされています。 |
| | 神奈川県循環型社会づくり計画(神奈川県廃棄物処理計画) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項を規定する法定計画として、また、循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して取組を進めるための行動計画として、平成 24 年 3 月に「神奈川県廃棄物処理計画」を見直し、「神奈川県循環型社会づくり計画」として改定しました。計画期間は平成 24 年度から 33 年度までの 10 年間とともに、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間の事業計画を定めています。 |
| | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 平成 3 年に制定した「再生資源の利用の促進に関する法律」(再生資源利用促進法)が改正され、法律名も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。本法では、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策や③回収した製品の部品等の再使用対策を新たに講じ、また、産業廃棄物対策としても、④副産物の発生抑制及びリサイクルを推進することにより、循環型経済システムの構築を目指しています。資源の有効な利用の促進に関する基本方針には、製品の種類及び副産物の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項等が定められています。 |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | 家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について排出を抑制するとともに、消費者が分別出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという、消費者、市町村、事業者の 3 者の役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。本法において都道府県は分別収集促進計画を、市町村は分別収集計画を策定することとされています。 |
| | 神奈川県分別収集促進計画 | 本県の容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進並びにリサイクルの推進を図るために 3 年ごとに 5 年を 1 期として策定するものです。計画には、容器包装廃棄物の排出見込み量、市町村分別収集による収集量見込み量、分別収集の促進等に関する事項などを定めています。計画は平成 8 年 11 月に第 1 期計画を定め、平成 25 年 8 月には第 7 期計画(平成 26 年度から平成 30 年度)が定められています。 |
| | 特定家庭用機器再商品化法 | 廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、特定家庭用機器として指定された、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの(特定家庭用機器廃棄物)について、小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化等を義務付けることにより、廃家電等の適切なリサイクル・処理を確保することを目指しています。平成 10 年 6 月に公布、平成 13 年 4 月に施行され、平成 16 年 4 月、平成 21 年 4 月に対象機器が追加されています。 |
| | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 平成 12 年 5 月に公布、平成 14 年 5 月に完全施行されました。 建築物の解体工事などの発注者に知事(市長)への届出を義務付けるとともに、建築物の解体などの受注者に、特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)の分別及び再資源化などを義務付けています。また、解体工事などの受注者に対する知事(市長)による助言・勧告、命令制度や解体工事業者の都道府県知事への登録制度を規定しています。本法においては主務大臣が基本方針を定めることが規定されており、平成 13 年 1 月 17 日に基本方針が定められ、本方針に即し、本県でも平成 14 年 5 月に特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めました。 |
| | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 | 食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的としています。(この法律は通称「食品リサイクル法」と呼ばれています。) |

| | | | |
|------|--|--------------------------------|--|
| | | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」は平成14年7月に公布され、平成17年1月から本格施行されました。この法律では、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けています。主な内容は①自動車製造業者等のフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストの引取義務やリサイクル(フロン類は破壊)を行う義務、②引取業者(自動車販売、整備業者等)の使用済自動車の引取義務及びフロン類回収業者又は解体業者への引渡義務、③フロン類回収業者のフロン類の回収及び自動車製造業者等への引渡義務、④解体業者・破碎業者の使用済自動車のリサイクル及びエアバッグ、シュレッダーダストの自動車製造業者等への引渡義務、⑤自動車所有者の引取業者への引渡義務及びリサイクル料金の負担などとなっています。 |
| | | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 | 携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型電子機器等は、レアメタルなど多くの有用金属が含まれていますが、これまで、こうした有用金属を有効に再資源化するための仕組みがなかったことから、県内市町村のはほとんどで、粗大ごみや不燃ごみとして収集され、大半は分別されずに他の金属類と一緒に金属再生業者等へ売却されています。このため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る観点から、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されました。 この法律では、使用済となった小型電子機器等について、市町村等が主務大臣の認定を受けた認定事業者その他再資源化を適正に実施し得るものに引き渡すことにより、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図っています。 |
| | | 神奈川県ごみ処理広域化計画 | 循環型社会への転換やダイオキシン問題への対応のため、県と市町村が共同して設置した「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」でまとめた「一般廃棄物広域処理指針」を踏まえ、平成10年3月に策定された計画です。この計画では、ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、広域処理を行った、ごみ処理の基本方針、広域処理を行う範囲(ブロック)の設定、広域処理を行う施設の整備等について定めています。計画は、県内市町村をブロックに区分し、各ブロック構成市町村の協議により、平成19年度までに、広域化の具体的な内容となる「広域化実施計画」を策定することとしていました。 この結果、6つのブロックで広域化実施計画が策定されましたが、なお一部のブロックで協議が継続されています。県では、平成24年3月に改定した「神奈川県循環型社会づくり計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、施設整備の推進を図るために、市町村への助言、情報提供等に努めるとともに、未策定ブロックにおける計画策定を支援します。 |
| | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランジistorコンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にはカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」が公布されました。本法では、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定することとされ、都道府県は、国の基本計画に即して、その区域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定することとなっています。また、事業者等は、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事等に届出をし、都道府県知事等は事業者等からの届出書を公衆の縦覧に供することにより公表することとなっています。また、事業者は、処理体制の整備状況等を勘案して定められた期間内(平成39年3月31日)までにそのPCB廃棄物を処分する義務があります。 |
| | | 神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 | 「PCB特別措置法」第7条に基づく法定計画であり、「神奈川県廃棄物処理計画」及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」に即し、県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理について定めています。平成17年11月の東京PCB廃棄物処理事業の開始にあわせ、平成18年3月に策定し、平成27年3月に変更しました。 |
| | | 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例 | 一般廃棄物を中心とする比較的小規模な不法投棄を撲滅するための「不法投棄を許さない地域環境づくり」の推進と大規模な事案に発展する可能性のある「産業廃棄物の不適正処理対策」のより一層の充実を図ることを目的として、廃棄物処理法を補う視点から制定され、平成19年4月1日から施行されました。 各主体の責務、土地所有者等の責務、産業廃棄物の保管場所の届出、産業廃棄物の不適正処理の公表、産業廃棄物の不適正処理に関する調査等の求めなどを定めています。 |
| 化学物質 | | ダイオキシン類対策特別措置法 | ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図り、国民の健康を保護するため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる環境基準を定めるとともに、廃棄物焼却施設等の特定施設の届出及び排出ガス、排出水等に係る規制、汚染状況のモニタリング調査、並びに汚染土壤に対する対策等を定めています。(平成11年7月16日公布、平成12年1月15日施行) |
| 化学物質 | | ゴルフ場農薬安全使用指導要綱 | ゴルフ場において病害虫の防除等に使用される農薬の安全かつ適正な使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺の環境汚染防止を図り、県民の健康の保護に資するとともに、良好な環境の保全に寄与することを目的に制定されたもので、農薬の安全使用の推進を図るとともに、環境保全計画の作成や環境調査の実施、農薬使用結果の報告等について定めています。 |

| | | | |
|----------|--|---|---|
| | | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法) | 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的に平成 11 年 7 月に制定され、PRTR 制度(事業者による化学物質の排出量等の届出及び国等による届出データ等の集計・公表制度)、SDS 制度(化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供を事業者間の取引等の際に義務づける制度)、事業者が対象化学物質等の管理を行う際のガイドラインである化学物質管理指針などが規定されています。平成 20 年 11 月 21 日に同法施行令が改正され、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しと第一種指定化学物質等取扱事業者となりうる業種の追加(医療業)が行われました。SDS 制度は平成 21 年 10 月 1 日、PRTR 制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成 22 年度から、届出は平成 23 年度から実施されています。 |
| 騒音・振動・悪臭 | | 騒音規制法 | 県知事(市の区域については市長)は、生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、その地域内の特定施設を有する工場・事業場の事業活動や特定建設作業に伴って発生する騒音の規制、自動車騒音に係る許容限度の設定等について定めています。なお、航空機及び鉄道騒音は本法の規制対象ではなく、それぞれ国の告示により、環境基準が設定され、これに対応する法律等により、音源対策等が講じられています。 |
| | | 振動規制法 | 騒音規制法と同じ体系の規制方法をとっています。県内では 19 市 2 町が指定地域であり、その指定地域内の特定施設を有する工場・事業場の振動や特定建設作業等の振動を規制しています。 |
| | | 悪臭防止法 | 県知事(市の区域については市長)は、生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域を指定し、その地域内の工場やその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の規制基準を設定しています。 |
| 自然環境 | | 自然環境保全法 | 良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。 |
| | | 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 | 古都の歴史的風土を保存するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を定めています。法律の対象となる古都とは、京都市、奈良市、鎌倉市と政令で定める市町村に限られ、この法令により県内では鎌倉市及び逗子市が古都となっています。 |
| | | 首都圏近郊緑地保全法 | 首都圏近郊整備地帯での無秩序な市街化を防止し、秩序ある発展に寄与するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を定めています。 |
| | | 都市緑地法 | 都市計画区域内の緑地のうち都市の良好な自然環境を形成する樹林地等を保全するため、地区的指定、行為の制限等を定めています。 |
| | | 生産緑地法 | 市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、地区的指定、行為の制限等を定めています。 |
| | | 都市の美観風致を維持するための樹林の保存に関する法律 | 都市の美観風致を維持するために特に優れた樹木又は樹林を保存し、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するため、保存樹及び保存樹林の指定、保存等について定めています。 |
| | | 風致地区条例 | 都市の風致の維持向上を図り、自然と調和した緑豊かな街づくりを進めるため、都市計画法に基づき風致地区を指定し、風致地区条例により、行為の一定の制限等を定めています。 |
| | | 自然環境保全条例 | 県内における良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。 |
| | | 森林法 | 森林の保続培養と森林生产力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めています。 |
| | | 自然公園法 | 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の健康、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められています。 |
| | | 神奈川県立自然公園条例 | 神奈川県内にある優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の健康、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められています。 |
| | | 神奈川みどり計画 | みどりの量とともに質的な確保に取り組み、生物多様性の保全と充実を目指すこととした「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念とし、県域に自然条件や地域の特性に着目し 9 つの緑化域を設定し、量の確保や質の向上を推進するとともに緑化域を相互につなげ、水とみどりのネットワークの形成を図ることを目標としています。 |
| | | 生物多様性基本法 | 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、行政、民間団体及び国民等の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定など施策の基本事項を定めています。 |

| | | |
|-------|-----------------------------|--|
| | 丹沢大山自然再生計画 | 平成 16 年度から2年間にわたり実施した「丹沢大山総合調査」により明らかになった課題に取り組むため、平成 19 年3月に「丹沢大山保全計画」を改定したものの。丹沢大山の自然環境が抱える問題を8つの特定課題に絞り込み、5年間で取り組む主要施策の事業計画を定めています。また、「統合型管理」の視点から、東丹沢など3つの地域については、「ブナ林の再生」や「人工林の再生」、「シカの保護管理」などの事業に集中・連携して取り組むとともに、「順応型管理」の仕組みを取り入れ自然環境のモニタリング結果に基づき、NPO や学識者、企業など多様な主体からなる「丹沢大山自然再生委員会」による事業点検・評価を踏まえ、柔軟に事業の見直しを行うこととしています。なお、平成 24 年3月には自然再生委員会や県民意見等を踏まえて、「第2期丹沢大山自然再生計画」を策定しました。 |
| | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資するため、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や、獵具の使用に係る危険の予防に関する規定などが定められています。(平成 27 年 5 月 29 日施行。旧名称は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律) |
| | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とし、国内外に生息する希少野生生物の譲渡等の規制、国内に生息する希少野生生物の捕獲・採取等の規制、生息地等保護区の指定による生息地における開発行為などの規制及び保護増殖事業の実施等について定めています。 |
| | 第3次ニホンジカ管理計画及び第3次ニホンザル管理計画 | 人と野生鳥獣の共生に向け、農林業被害や生活被害の軽減だけではなく、生態系の保全も視野に入れ、地域個体群を長期的な観点から維持するため、平成 24~28 年度を計画期間とした第3次ニホンジカ管理計画及び第3次ニホンザル管理計画を策定し、県、市町村、関係団体が連携して、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理を組み合わせ、毎年度実施するモニタリング(継続監視)結果の分析により事業の効果検証を行いながら、保護管理事業を推進しています。(平成 27 年 5 月 29 日改定。旧名称は、第3次ニホンジカ保護管理計画及び第3次ニホンザル保護管理計画) |
| | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 海外から国内に持ち込まれる外来生物のうち、国内の生態系や人の生命・身体、農林水産業に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせているものがあることから、これらを特定外来生物に指定し、飼養や栽培、輸入その他の取扱を原則禁止するとともに、既に国内に定着している特定外来生物について、国等が防除等を行うことを定めています。 |
| | 第2次アライグマ防除実施計画 | アライグマによる農業等人間生活及び生態系への被害に対し、市町村、住民、農業者、関係団体など多様な主体とともに、計画的、総合的に被害対策を進めるため策定した計画。平成 23 年3月に第2次アライグマ防除実施計画を策定し、計画的な防除、被害予防策、生息環境管理、モニタリング等に取り組んでいます。 |
| | 第 11 次鳥獣保護管理事業計画 | 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、全国的に調和のとれた鳥獣保護管理事業を推進するため、国が定める基準に従い、5年毎に都道府県知事が、地域の鳥獣の生息状況に即応して、鳥獣保護管理行政を推進していくために策定する計画です。 平成 24~28 年度を計画期間とした第 11 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多種多様な野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、人と野生鳥獣との共生を図ることにより、自然生態系の維持に重要な役割を持ち、かつ豊かな生活環境を形成する要素となる野生鳥獣の保護管理を推進しています。(平成 27 年 5 月 29 日改定。旧名称は、第 11 次鳥獣保護事業計画) |
| | 神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例 | 里地里山とは、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域で、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて形づくられており、農林業の生産の場や生活の場として、私たちに多くの恵みをもたらしてきましたが、近年、生活様式の変化や農家の減少・高齢化などを背景に適切な管理が行き届かず、その恵み多き機能が失われつつあります。 里地里山の多面的機能を發揮し次世代へ引き継いでいくことを目的に、理念や責務、地域の選定や活動協定の認定等について定めています。 |
| | かながわ里地里山保全等促進指針 | 条例の目的の達成に向け、今後の本県における里地里山の保全等の促進に関する目標を示すとともに、その目標を達成するために県が取り組む施策の方向などを明らかにし、「人々に豊かな恵みと潤いを与えて未来に引き継がれる里地里山」を目指していきます。 |
| まちづくり | かながわ都市マスタープラン | 2025 年を展望した神奈川の県土・都市像を描き、その実現に向けた基本方向を明らかにするとともに、広域的視点にたった取組や土地利用、社会資本整備、市街地整備の各方針などを定めた都市づくりの分野での基幹的な計画です。 |
| | 景観法 | 良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定により、行為の制限や景観重要建造物の維持、景観重要公共施設の整備など、景観づくりに向けた総合的な取組みを定めています。 |
| | 神奈川県景観条例 | 美しい風格のある県土の形成等を図るために、景観づくりに関する基本理念、県・県民・事業者の責務、施策の基本となる事項等について定めています。 |
| | 神奈川景観づくり基本方針 | 県民等及び市町村を支援することを基本姿勢とした県の施策を推進する方針であるとともに、市町村景観計画などに基づき市町村が推進する施策のガイドラインです。 |
| | 都市公園法 | 都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。 |

| | | | |
|--------|-------------------------------|---|---|
| | | 神奈川県都市公園条例 | 都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、神奈川県の設置する都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的として定められています。 |
| | | 河川法 | 近年、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められているなど、河川に関する制度をとりまく状況は大きく変化していることを受けて、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として「治水」、「利水」に加え、「河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全」を位置付け、河川法が改正され平成9年に施行されました。 |
| 地球環境 | 地球温暖化防止 | 京都議定書 | 平成9年12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガス(二酸化炭素などの6ガス)の排出量の具体的な数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどその達成のための新たな仕組みが合意されました。京都議定書は平成17年2月16日に発効し、平成20年から平成24年までの第1約束期間に、先進国全体で1990年比5%の温室効果ガスを削減することになっています。 また、第18回締約国会議(COP18)では、平成25年から32年を第2約束期間とするための改正が採択されましたが、我が国は第2約束期間に参加していません。 |
| | | 京都議定書目標達成計画 | 平成17年2月の京都議定書の発効を受け、日本の温室効果ガス6%削減を達成するため、地球温暖化対策推進法に基づき、平成17年4月28日に閣議決定されました。(平成20年3月28日全部改定) |
| | | 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法) | 我が国の地球温暖化対策の基本法律であり、国、地方公共団体、事業者及び国民各々の責務を明らかにしています。国と地方公共団体に対して実行計画の策定と実施状況の公表を義務づけているほか、一定規模以上の事業者に対する温室効果ガス排出量の算定及び報告の義務づけなどを規定しています。(平成25年5月改正) |
| | | 神奈川県地球温暖化対策推進条例 | 低炭素社会の実現に向けて、県、県民、事業者等の各主体の責務を明らかにすると共に、地球温暖化対策に関する取組の実施について定めています。 |
| | | 神奈川県地球温暖化対策計画 | 神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために知事が定める地球温暖化対策に関する基本的な計画であり、温室効果ガスの削減目標や目標達成に向けた取組などを定めています。 |
| | | 神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画 | 神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、知事が定めた、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画であり、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針、その目標や目標を達成するための措置に関する事項などを定めています。 |
| 省エネルギー | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法) | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法) | 内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギー使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために昭和54年に制定されました。平成17年8月に、地球温暖化防止に関する京都議定書の発効、昨今の世界的なエネルギー需給のひつ迫化等、最近のエネルギーを巡る諸情勢を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、新たに輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策の強化などの措置が講じられました。(平成20年5月改正)更に、平成25年5月の改正では電気の需要の平準化の推進やトップランナー制度の建築材料等への拡大等に関する措置が講じられました。 |
| | 新エネルギー | 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 | 内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等について国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を定めています。 |
| | | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 | 再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けています。再生可能エネルギーを買い取る費用は、賦課金という形で、使用量に応じて電気利用者が負担します。平成23年8月に公布され、平成24年7月より施行されました。 |
| オゾン層保護 | モントリオール議定書 | 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 | 「再生可能エネルギーの導入等」とは、太陽光などの再生可能エネルギーを導入すること、再生可能エネルギーの供給等に役立つ新技術を導入すること、省エネルギーに取り組むことであるとし、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する県、事業者及び県民の責務を定めるとともに、再生可能エネルギーの導入等を促進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、知事に、基本的な計画を定めることを義務付けています。平成25年7月に公布、平成26年4月より施行されました。 |
| | | オゾン層保護条約(ウィーン条約)に基づき、オゾン層破壊の原因であるフロン等の規制に向けて、オゾン層破壊物質の削減スケジュールなど具体的な規制措置を定めたもの(昭和62年採択)。数年おきに改正を行って規制強化を図っており、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などが平成8年以降全廃となり、その他の代替フロン、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)なども順次、全廃となります。 | |

| | | | |
|----------------------|-------------------------------------|--|--|
| | | 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 | ウィーン条約及びモントリオール議定書の実施を確保するため、同議定書で規制の対象となっている物質を特定物質と定め、その製造数量等の規制や排出の抑制・使用合理化の努力義務、さらにオゾン層や大気中 CFC 等の観測・監視や生産量・消費量の基準限度・実績の公表などが実施されています。 |
| | | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた対策について定められています。フロン類充填回収業者の登録、再生業者及び破壊業者の許可制や、回収等における基準、費用負担等を定めるとともに、製造業者、製品の管理者、国及び地方公共団体についてフロン類排出抑制のためのそれぞれの責務を規定しています。 |
| 環境への負荷の少ない生活・事業活動の実現 | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 | 平成 15 年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を改め、平成 23 年6月に公布されました。持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組について必要な事項を定めています。 | |
| | | 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 | 国や地方公共団体の事業活動に係る環境配慮等の状況を公表するとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置を定めています。 |
| | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、省エネルギー改修事業に係る国の債務負担の特例その他必要な事項を定めています。 | |
| | 神奈川県中小企業活性化推進条例 | 中小企業の振興は、中小企業者の環境との調査に向けた自主的な貢献が促進されることを基本理念の一つとして行うこととされ、県の責務として、そのために必要な措置を講ずよう努めること、中小企業者の責務として、環境との調和に配慮しつつ、自主的に経営改善等に努めることを定めています。 | |
| | かながわ水産業活性化指針 | かながわの水産業の活性化を目的として、今後、取り組んでいく水産施策の方向を示している本指針は、「海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして」を基本目標としています。そのための環境関連の施策としては、漁業者や NPO などとの協働による藻場づくりや県民への漁場環境保全に係る啓発などを掲げています。 | |
| | かながわ農業活性化指針 | 本指針は、かながわ農業の活性化を推進するため「県民の豊かな生活を支える都市農業をめざして」を基本目標として、今後、県が取り組んでいく農業施策の方向を示しています。その中で環境関連の施策として、家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効活用や環境にやさしい農業の推進、農地の持つ多面的機能の発揮や環境保全に資するための取組を掲げています。 | |
| | 神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正管理の推進と資源としての有効利用の促進について定めています。 | |